

感染者情報の公表の見直しについて

1 現状

現行、道では、感染症法等の関係法令等の下、公衆衛生上の必要性和個人情報保護とを比較衡量しながら、本人の同意が得られた内容について、患者の年代や性別等を感染者ごとに公表。その際には国が居住地を都道府県単位で公表することを基本とする中、本道の広域性や人の動きなども鑑み、振興局単位で公表している。

2 見直しの理由

道の公表方法に関しては、道議会等から、市町村単位等での居住地公表の検討が必要との意見があるほか、道の「新型コロナウイルス感染症対策に関する検証 中間取りまとめ」においても「個人情報への配慮を前提とした的確な情報開示」を課題とし、「道として、感染拡大防止対策の推進、個人情報の保護、積極的疫学調査など保健所活動への影響等の観点も踏まえ、市町村とも充分協議を重ね、道として対応を整理する」としたところ。

こうしたことを踏まえ、道では、より適確な公表のあり方を検討してきた中、公表に関する市町村へのアンケート調査結果や、見直し（原案）に対する市町村や有識者からの意見を参考とし、国における公表基準見直し検討が進められている中ではあるものの、今般、国から、より身近な地域単位での感染状況の分析・評価を重視して専門的見地からの議論を進める方向性が示されたことなど、新たな国の動きにも鑑み、現時点の知見等を考慮した道における速やかな整理として、次のとおり見直すこととする。

3 見直しの内容等

(1) 基本的な考え方

感染された方や、そのご家族等への差別や偏見、誹謗中傷が起こることのないようにしていくとともに、個人情報の保護に配慮しつつ、道民の皆様お一人お一人が自ら感染予防等に適切な行動をとることができるよう地域の感染状況を適確、かつ分かりやすく伝えることに重点を置いた公表とする。

(2) 見直し内容

- ア 毎日の公表では、振興局ごとの人数等、全道の患者の身体状況別人数等を公表（※1）
- イ 1週間に1回、市町村ごとの7日間累計感染者数を公表
- ウ 国籍、職業、陽性確定日は、感染拡大防止の観点から特に必要がある場合に公表

※1 個別公表は行わないので、本人同意の確認は不要となる。（「非公表」なし）

※2 3（2）イについては、施行日の1週間後の直近月曜日から。

4 施行日

令和3年6月20日（日）（※2）